

管 第 160 号

令和6年5月15日

各位

管財契約課長

令和5年度発生災害復旧工事における現場代理人及び主任技術者
兼務要件の緩和について

令和5年度の豪雨と能登半島地震による災害復旧を効率的かつ迅速に実施するため、同災害に係る災害復旧工事における現場代理人及び主任技術者兼務要件を「別紙1」「別紙2」のとおり取り扱うこととしたので、通知します。

担当：管財契約課 工事検査係

(0766-20-1358)

令和 5 年度発生災害復旧工事における現場代理人兼務要件の緩和について

1 対象工事

令和 5 年 7 月 11 日～14 日の豪雨に係る災害復旧工事等

令和 6 年 1 月 1 日の能登半島地震に係る災害復旧工事等

2 緩和内容

対象工事を含む場合は、同一の現場代理人が 3 件まで兼務できることとする。

現場代理人	現行	緩和
	以下の要件をすべて満たす場合 (a) 工事現場相互の間隔が 10km 程度 (b) 2 件以内 (c) 工事現場の運営、取締り等 (d) 連絡体制確保 (e) 発注者が求めた際の対応	以下の要件をすべて満たす場合 (a) 工事現場相互の間隔が 10km 程度 (b) <u>3 件以内</u> ※ (c) 工事現場の運営、取締り等 (d) 連絡体制確保 (e) 発注者が求めた際の対応

(a) 工事現場相互の間隔が 10km 程度に近接していること

※(b) 兼務する工事の件数は、対象工事を含む場合は 3 件までであること

(c) 工事現場の運営、取締り等が困難でないこと

(d) 発注者と常に携帯電話等で連絡をとれること

(e) 発注者が求めた場合には工事現場に速やかに向かう等の対応を行えること

3 特記仕様書への明示例

第〇条 (現場代理人兼務要件緩和の対象工事に該当する場合、必須)

本工事における現場代理人の別工事との兼務について、兼務できる工事の件数は 3 件までとする。

ただし、兼務する工事に他の発注機関の工事が含まれる場合、その発注機関に兼務が可能か否か事前に確認し、承認を受けるものとする。

令和 5 年度発生災害復旧工事における主任技術者兼務要件の緩和について

1 対象工事

令和 5 年 7 月 11 日～14 日の豪雨に係る災害復旧工事等

令和 6 年 1 月 1 日の能登半島地震に係る災害復旧工事等

2 緩和内容

対象工事を含む場合は、同一の専任の主任技術者が 3 件まで兼務できることとする。

主任技術者	現行	緩和
	以下の要件をすべて満たす場合 ①工作物の一体性等 ②工事現場相互の間隔が 10km 程度 ③(a) 2 件以内 (b) 低入札価格調査制度	以下の要件をすべて満たす場合 ①工作物の一体性等 ②工事現場相互の間隔が 10km 程度 ③(a) <u>3 件以内</u> * (b) 低入札価格調査制度

①工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分の同一の下請負人が施工する場合等を含む。）であること

②工事現場の相互の間隔が 10km 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合であること

③次に定める要件を満たす工事であること

※(a) 専任の主任技術者が兼務できる工事の件数は、対象工事を含む場合は 3 件までであること

(b) 低入札価格調査制度の調査基準価格に満たない価格をもって契約した工事でないこと

3 特記仕様書への明示例

第〇条 （主任技術者兼務要件緩和の対象工事に該当する場合、必須）

本工事における主任技術者の別工事との兼務について、兼務できる工事の件数は、専任を要する工事を含む場合は 3 件までとする。

ただし、兼務する工事に他の発注機関の工事が含まれる場合、その発注機関に兼務が可能か否か事前に確認し、承認を受けるものとする。